

### 敷地増

- 1 既存敷地は、申請者（相続権者を含む）が、線引き前から継続して同一用途で使用しており、かつ、自己の居住又は業務の用に供するものであること。
- 2 敷地の面積は、次のいずれかに該当すること。
  - （1）用途が専用住宅の場合は、拡張後の敷地面積は500平方メートルを超えないこと。
  - （2）用途が専用住宅以外の場合は、拡張する敷地の面積は線引き時における既存敷地の面積の2倍を超えないこと。ただし、拡張後の敷地の面積が500平方メートルに満たない場合は、500平方メートルを限度とする。
- 3 拡張する敷地は当該既存敷地に隣接していること。
- 4 増築又は増設後の建築物等の用途に変更がないこと。
- 5 開発又は建築を行うために他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可が受けられるものであること。

注 敷地増の許可を受けた土地は、包括承認基準2 既存宅地内建物の要件を失う。

次の例のとおり上記基準に該当しないが、特にやむを得ない事情があると市長が認める場合は、審査会に個別案件として提案することができる。

（例）土地の形状や隣地の状況等により、第2項又は第3項に該当しない場合